

原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の結果について (核燃料物質等の陸上輸送時災害への初動対応手順明確化を踏まえた記載内容の充実)

令和 2 年 2 月 5 日

原子力規制庁

1. 経緯

令和元年 7 月 17 日の第 18 回原子力規制委員会において、平成 30 年度原子力事業者防災訓練の実施の結果見いだされた事項等、複数の課題を整理した上で、原子力災害対策指針（以下「原災指針」という。）を改正し、改善を図る方針について議論がなされた。このうち、核燃料物質等（核燃料物質によって汚染された物を含む。）の陸上輸送時の災害対策に係る課題については、緊急時における初動対応手順の明確化を踏まえ、必要に応じ、原災指針の記載を充実させることとなった。

上記を踏まえ、令和元年 12 月 18 日の第 49 回原子力規制委員会において、原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の実施が了承され、令和元年 12 月 19 日から 30 日間、行政手続法に基づく意見募集を実施した。

2. 意見募集の実施結果等

(1)意見募集の期間：令和元年 12 月 19 日～令和 2 年 1 月 17 日（30 日間）

(2)意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

(3)御意見数：1 件*

提出意見及びこれに対する考え方については、別紙 1 のとおり。

3. 原子力災害対策指針の改正

2. を踏まえ、別紙 2 の案のとおり、決定いただきたい。また、提出意見、提出意見を考慮した結果等について、電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用して公示することとしたい。

4. 今後の対応について

3. の決定がなされた日から原子力災害対策指針の一部改正を適用する。

また、原子力災害対策特別措置法第 6 条の 2 第 3 項の規定により、改正後の「原子力災害対策指針」を、原子力規制委員会決定後速やかに官報に掲載する。あわせて、原子力規制委員会のウェブサイトにも掲載する。

* 御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙 1 のとおり 4 件。

<添付資料>

別紙1 原子力災害対策指針の改正案に関する提出意見とこれに対する考え方

別紙2 原子力災害対策指針の一部改正（案）

参考 原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の実施について（核燃料物質等の輸送時の災害対策に係る初動対応の明確化）（令和元年12月18日第49回原子力規制委員会資料3）

原子力災害対策指針の改正案に関する提出意見とこれに対する考え方

番号	提出意見（原文）	考え方
1	<p>別表の新旧対照表中の記載を縦書きとしたのは、なぜですか？原子力規制委員会のホームページで公開されている現行の「原子力災害対策指針 令和元年7月3日 原子力規制委員会」の当該箇所の記載は横書きであり、また別途意見募集がなされている、EALの見直しに係る告示案の別表の新旧対照表中の記載も横書きであるにもかかわらず。</p>	<p>御指摘の「原子力災害対策指針 令和元年7月3日 原子力規制委員会」の正本は官報に掲載したものであり、当該部分は、縦書きで表記されています。また、これには、「第3 緊急事態応急対策」及び「(6) 核燃料物質等の輸送時の災害対策」の部分にそれぞれ枠線、下線は付されていないので、現行のとおりとします。(ホームページに掲載した原子力災害対策指針の体裁は、閲覧上の便宜のために工夫したものであり、内容については変更ありません。)</p>
2	<p>別表の改正前欄の1行目「第3 緊急事態応急対策」は枠で囲む必要があると思います。現行の「原子力災害対策指針 令和元年7月3日 原子力規制委員会」の記載のとおり。</p>	
3	<p>別表の改正前欄の3行目「(6) 核燃料物質等の輸送時の災害対策」は下線を付す必要があると思います。現行の「原子力災害対策指針 令和元年7月3日 原子力規制委員会」の記載のとおり。</p>	
4	<p>別表の改正後欄の8行目「・・・炉規法等に基づき、・・・原子力事業者等から運搬を委託された者、遅滞なく国等に対し必要な報告を行う・・・」について： 当該報告の法的根拠はどの法律ですか？お聞きする理由は、炉規法は根拠ではないと考えられるから。炉規法第63条、同法第64条には「原子力事業者等」は「原子力事業者等から運搬を委託された者を含む」ことが規定されているが、主務大臣等への報告を定めた同法第62条の3の「原子力事業者等」には「原子力事業者等から運搬を委託された者」を含むことは規定されていないので、同条の「原子力事業者等」に「原子力事業者等から運搬を委託された者」は含まれないと思います。また、炉規法第62条の3の「主務省令」である核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条においても、事故故障等の報告を課しているのは「法第五十七条の八に規定する原子力事業者等」であり、これには炉規法第26条で規定する「原子力事業者等から運搬を委託された者」は含まれないのは明らかであると思います。</p>	<p>当該部分は、「・・・炉規法等に基づき、・・・国等に対し必要な報告を行う」としているとおおり、炉規法第62条の3に基づく報告のみを対象とするものではなく、同法第64条に基づく警察官等への通報、防災基本計画や放射性物質安全輸送連絡会の取決め等に基づく関係機関への通報等を含むものとして規定しています。</p>

○原子力規制委員会告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（平成三十年原子力規制委員会告示第八号）の一部を次のように改正し、令和二年 月 日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和二年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

別表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 原子力災害対策指針の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>第3 緊急事態応急対策</p> <p>〔1〕〔5〕略</p> <p>(6) 核燃料物質等の輸送時の災害対策 原子力施設内の事故だけではなく、原子力施設外における核燃料物質等の輸送時における事故により原子力災害が発生する場合もあるため、同様に対策を講ずる必要がある。核燃料物質等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合には、炉規法等に基づき、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、遅滞なく国等に対し必要な報告を行うとともに、消火・延焼防止及び消防吏員への通報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防止及び除去、放射線の遮蔽、放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置を講じなければならない。国は、事故の報告等を受けた後、必要な体制を整え、情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線モニタリングや傷病者への対処、関係機関間の連絡調整、外部への情報発信等を実施する。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>第3 「同上」</p> <p>〔1〕〔5〕同上</p> <p>(6) 「同上」</p> <p>原子力施設内の事故だけではなく、原子力施設外における核燃料物質等の輸送時における事故により原子力災害が発生する場合もあるため、同様に対策を講ずる必要がある。放射性物質の漏えい又は遮蔽性能が劣化する等の事故が発生した場合には、炉規法に基づき、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者の責任の下、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染、漏えい拡大防止対策、遮蔽対策等の緊急時の措置が行われなければならない。また、その際、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に災害対策を行う。</p>

※本別表に、原子力規制委員会において別途審議される「原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案に対する意見募集の結果について（緊急活動レベル（EAL）の見直し）」に係る決定に基づく内容を加え、一括して告示する予定。

原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の実施について （核燃料物質等の輸送時の災害対策に係る初動対応の明確化）

令和元年12月18日

原子力規制庁

1. 経緯・概要

本年7月17日の第18回原子力規制委員会において、平成30年度原子力事業者防災訓練の実施の結果見いだされた事項等、複数の課題を整理した上で、原子力災害対策指針（以下「原災指針」という。）を改正し、改善を図る方針について議論がなされた。このうち、核燃料物質等（核燃料物質によって汚染された物を含む。）の陸上輸送時の災害対策に係る課題については、緊急時における初動対応手順の明確化を踏まえ、必要に応じ、原災指針の記載を充実させることとなった。

上記を踏まえて、原災指針の改正案（別表）を作成したので、当該改正案について、行政手続法に基づく意見募集を実施することとしたい。

2. 初動対応の明確化

(1)原災指針の改正

核燃料物質等の輸送時の災害等に対しては、原子力災害対策特別措置法の対象とならない事象への初動対応についても、従前より、放射性物質輸送規制を所管する関係省庁による枠組みである放射性物質安全輸送連絡会¹における取決めに基いて、関係省庁の連絡・通報体制、役割分担等が定められており、災害等の状況に応じて関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合等には、速やかに放射性物質輸送事故対策会議²を開催し、その後の対応を協議する枠組みが構築されている。

そこで、原災指針においては、核燃料物質等の輸送時の災害対策の円滑な実施を確保するための国の役割を明確にするため、以下の内容を含む改正を行う。

- 核燃料物質等の輸送時の災害等に対して国が実施すべき措置の明確化
- その他、記載の適正化

(2)原子力規制庁初動対応マニュアルの策定

上記の原災指針の改正に合わせて、核燃料物質等のみならず、核原料物質、放射性同位元素を含め、これらの陸上輸送に伴い災害等が発生した場合の、原子力規制庁の初動対応を明確化するため、初動対応マニュアルを新たに作成し、災害等への迅速な対応が講じられるよう備えるとともに、災害等の推

¹ 法的に明文化された設置根拠はないが、放射性物質の輸送に関する安全対策等について、関係省庁（警察庁総務省消防庁/厚生労働省/国土交通省/海上保安庁/環境省/原子力規制庁）の間における密接な連絡等を行うため、関係省庁の協議に基づき設置されたもの。

² 上記同様、任意の枠組みであるが、原災指針対象事象に至る以前の関係省庁間の枠組みとして、防災基本計画（中央防災会議）及び原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会）においても位置付けられている。

移に応じた対応体制の変更等にも切れ目なく対処できるよう手順等を整備することとする。具体的には、情報収集及び情報共有の手順、関係機関との連絡調整、事故現場での放射線モニタリングや傷病者への対処等の要請に備えた体制の構築、外部支援機関を含む専門家による技術支援及び職員・専門家の現地派遣、外部への情報発信、並びに放射性物質輸送事故対策会議の開催決定手順等を定めることとしている。（別紙参照）

3. 原災指針改正案に対する意見募集の実施

別表に示す原災指針の改正案について、行政手続法に基づく意見募集を実施する。

- 実施期間：令和元年 12 月 19 日から 30 日間
- 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）原子力規制委員会ウェブサイト/郵送/FAX

4. 今後の予定等

- 原災指針改正の原子力規制委員会決定：令和 2 年 2 月中（予定）
- 原災指針改正の公布（官報掲載）：上記、原子力規制委員会決定後速やかに実施
- 初動対応マニュアルの策定：原災指針改正に合わせ原子力規制庁において策定

なお、今般の原災指針の改正を踏まえて、原子力災害対策マニュアル（輸送編）の改正についても検討を行う必要がある。

5. その他

IAEA 安全基準では、放射性物質の輸送に関する事故のリスク及びその潜在的な影響を定期的に評価すべきことが求められている。これを踏まえ、本年 10 月 9 日の第 34 回原子力規制委員会では、令和 2 年（2020）年に実施を予定している IAEA による総合規制評価サービス（IRRS）フォローアップミッションにおける新規評価項目である放射性物質陸上輸送規制に関し、輸送実態を踏まえた合理的な想定事故を評価すること等の改善措置計画を含む自己評価書が了承された。

輸送実態を踏まえた想定事故評価については、旧原子力安全委員会防災指針の付属資料として取りまとめられた既存の想定事故評価等があるが、今後、陸上輸送時の災害対策の継続的改善の一環として、同評価をもとに現時点で得られる知見に照らして、事故のリスク及びその潜在的な影響の評価を行うこととしたい。

以上

別表 原子力災害対策指針の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>第3 緊急事態応急対策</p> <p>〔1〕～〔5〕 略</p> <p>(6) 核燃料物質等の輸送時の災害対策 原子力施設内の事故だけではなく、原子力施設外における核燃料物質等の輸送時における事故により原子力災害が発生する場合もあるため、同様に対策を講ずる必要がある。核燃料物質等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合には、炉規法等に基づき、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、遅滞なく国等に対し必要な報告を行うとともに、消火・延焼防止及び消防吏員への通報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防止及び除去、放射線の遮蔽、放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置を講じなければならない。国は、事故の報告等を受けた後、必要な体制を整え、情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線モニタリングや傷病者への対処、関係機関間の連絡調整、外部への情報発信等を実施する。</p>	<p>第3 緊急事態応急対策</p> <p>〔1〕～〔5〕 同上</p> <p>(6) 核燃料物質等の輸送時の災害対策 原子力施設内の事故だけではなく、原子力施設外における核燃料物質等の輸送時における事故により原子力災害が発生する場合もあるため、同様に対策を講ずる必要がある。放射性物質の漏えい又は遮蔽性能が劣化する等の事故が発生した場合には、炉規法に基づき、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者の責任の下、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染、漏えい拡大防止対策、遮蔽対策等の緊急時の措置が行われなければならない。また、その際、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に災害対策を行う。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

輸送時の事故に対する初動体制・対応のイメージ



○関係事業者から事故の連絡を受けた場合、緊急事態対策室(事故対処室又は当直者)は、初動対応をいつ
つ、緊急事態対策監及び規制担当部門に情報共有し、事故状況に応じて初動体制の強化を図る。

○緊急事態対策室は、規制担当部門の対応(輸送物情報の収集等)を掌握し、原子力規制委員会の対応(職員
の派遣、環境放射線モニタリングの実施等)について、緊急事態対策監と協議し、規制担当部門に指示する。